

長坂埋立跡地ガス・水質及び孔内温度調査業務委託(9月から3月)仕様書

標記業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、長坂埋立跡地において排出されるガス濃度、水質及び観測井戸内温度等の測定を行い、その結果により、現段階における長坂埋立跡地の安定化の状態の推定に資することを目的として行うものである。
2	履行期間	契約日から令和6年3月31日まで
3	施行場所	横須賀市 長坂 5丁目3678番地 ほか
4	業務内容	特記仕様書参照
5	特記事項	特記仕様書参照
6	関係法規	関係法令を遵守すること。
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)計量証明事業所 : 濃度(①大気中の物質、②水または土壌中の物質)
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払い方法	委託料の支払は、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	特になし
11	監督員連絡先	横須賀市 環境部 環境施設課 担当 柴田 真輝 tel 046-822-9702
<指示又は希望事項>		
グリーン物品購入 及び 環境配慮関係	<ul style="list-style-type: none"> ・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照) ・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。 	

長坂埋立跡地ガス・水質及び孔内温度調査業務委託(9月から3月) 特記仕様書

1. 試料採取地点の詳細

P6 参照

2. 根拠法令等

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
- ・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に関わる技術上の基準を定める命令の運用に伴う留意事項について
- ・廃棄物最終処分場安定化監視マニュアル(平成元年十一月三〇日付け環水企第三一一号環境庁水質保全局企画課海洋汚染・廃棄物対策室長通知の別添

3. 実施方法

(1) 測定項目

法令等で定められた採取方法及び測定方法に準拠し、以下項目について測定を行うこと。

① ガス濃度及び流量

ガス濃度は以下項目を測定するものとする。

- (ア) メタン
- (イ) 二酸化炭素
- (ウ) 酸素
- (エ) 硫化水素

② 水質

- (ア) pH
- (イ) BOD
- (ウ) COD
- (エ) SS

③ 孔内温度

(2) 実施スケジュール

表1のとおり

表 1 調査の全体構成及び工程

調査区分	観測井戸	令和 5 年				令和 6 年		
		9	10	11	12	1	2	3
ガス濃度 及び流量	No1	●			●			●
	No2	●			●			●
	No3	●			●			●
水質	No1	●					●	
孔内温度	No1	●			●			●
	No2	●			●			●
	No3	●			●			●
	No4	●			●			●

●:1 サンプルの試料採取及び分析を実施

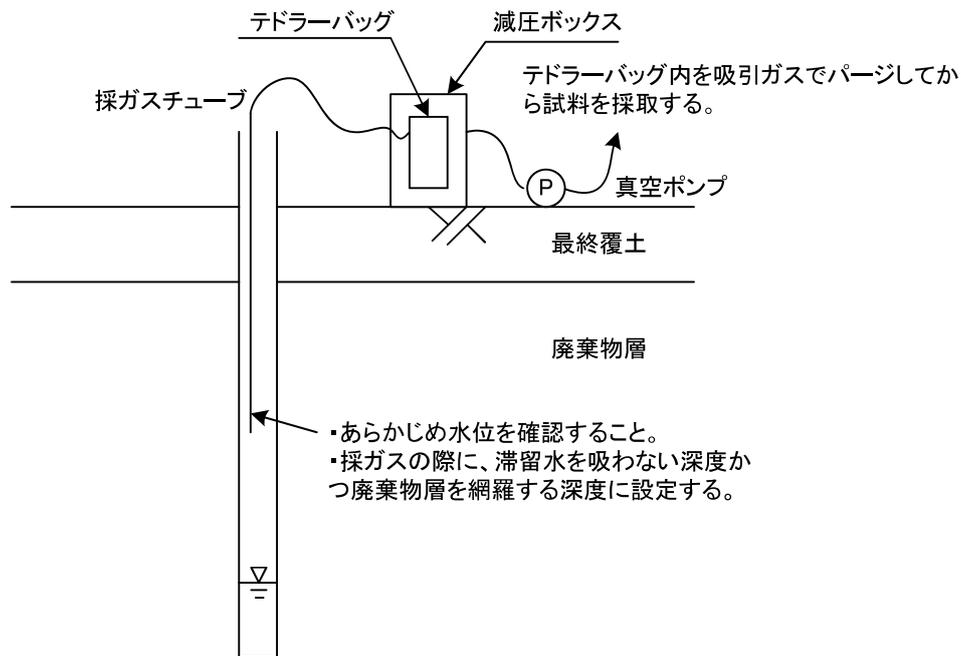
(3) 試料採取方法及び測定方法

法令等に従い、長さ 30m 既設管（No 1 ～ 3 観測井に関しては、φ 60mm 程度のガス測定用多孔管、及び φ 200mm 程度のガス管、並びに No 4 観測井に関しては φ 60mm 程度）内に対し、以下のとおり試験を行うものとする。

① ガス濃度

発生ガスの採取は廃棄物最終処分場安定化監視マニュアル及び土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 16 号）を参考に行うものとする。採取例を図 1 に示すが、天候及びガスの発生状況等により、採取方法については監督員と協議するものとする。

濃度分析はガスクロマトグラフ法により測定するものとする。



ガス採取方法の模式図

図 1. ガス採取方法の例

② ガス流量

熱式流量計を用いる方法により測定するものとする。

ただし、発生ガスの湧出量および性質により、別の測定方式が適する場合、監督員と協議するものとする。

③ 水質

廃棄物最終処分場安定化監視マニュアルを参考にベラー等を用いて試料を採取すること。採水時、浮遊物質や外壁等を採取しないよう、十分に洗浄・注意し、ベラー等を用いる場合は、ロープ部に周辺土が付着することで観測井内に土成分が混入しないよう注意すること。

分析については、昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号で定める方法で行うこと。

④ 孔内温度

観測井内を地盤調査用测温プローブ、熱電対式温度計等を用いて、地表より鉛直方向に1メートル間隔で測定し、No 1～4 観測井の測定結果を比較すること。

なお、地下水面以深では、地下水の温度を測定すること。

4. 報告書等

(1) 計画書の作成

受託者は、契約締結の後、調査実施計画書を監督員へ提出し、承認を得た後に業務に着手すること。

なお、計画書には以下内容を含むものとする。

- ① 業務概要
- ② 準拠法令
- ③ 業務工程表
- ④ 採取場所
- ⑤ 試料採取方法
- ⑥ 試験項目、試験法及び定量下限値
- ⑦ 調査体系図(全体作業管理責任者及び現場責任者の氏名及び連絡方法、調査時の緊急連絡先)

(2) 調査報告書の作成

受託者は、次のとおり調査報告書を作成し、横須賀市長あてに提出すること。

① 仕様

調査報告書は、JIS規格A4版縦型ファイルに収めるものとし、以下内容を含むものとする。

- (ア) 採取日天候等(外気温、外気圧、天候、水温、実施時刻、風速)
- (イ) 調査結果一覧表及び温度曲線分布図等
- (ウ) 計量証明書
- (エ) 試料採取時の写真

② 提出部数

正本1部、副本1部とする。また、調査報告書が記録された電子媒体(CD又はDVD)についても1枚提出すること。ファイル形式については、監督員の指示を受けること。

③ ウイルス対策

受託者は、提出すべき電子媒体のウイルスチェックを必ず行うこと。ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、シェアの高いものを使用し、最新のウイルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。ウイルス対策を怠り、本市に損害を与えた場合は、受託者の負担において速やかに対応するものとする。

④ 調査報告書の帰属

本業務に関する調査報告書の著作権は、すべて本市に帰属するものとする。

⑤ データの保管

受託者は、本業務に関する各種データ(チャート類を含む)を5年間保存すること。

5. 守秘義務

受託者は、調査対象地及び分析結果その他の本業務の実施によって知り得た事項について守秘義務を負うものとし、第三者に公開してはならない。

6. その他

(1) 再委託に関して

本業務は受託者自ら行うものとする。

(2) 異常値の取扱い

分析値に異常値が認められた場合、その経過・原因を検討し、速やかに監督員に報告すること。なお、受託者の過失により異常値が発生した場合には、無償で必要な再測定を行うこと。

(3) 廃棄物の処理

調査により発生した廃棄物については、関係法令に基づき適正に処理すること。

(4) 貸与資料

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うものであるが、対象地にかかるもので、現在市が所有し、業務に利用できる資料は、これを貸与する。なお、受託者が資料の貸与を受ける場合は、そのリストを作成し、監督員に提出すること。貸与された資料は、業務完了時に全て返却するものとする。

(5) 試料採取について

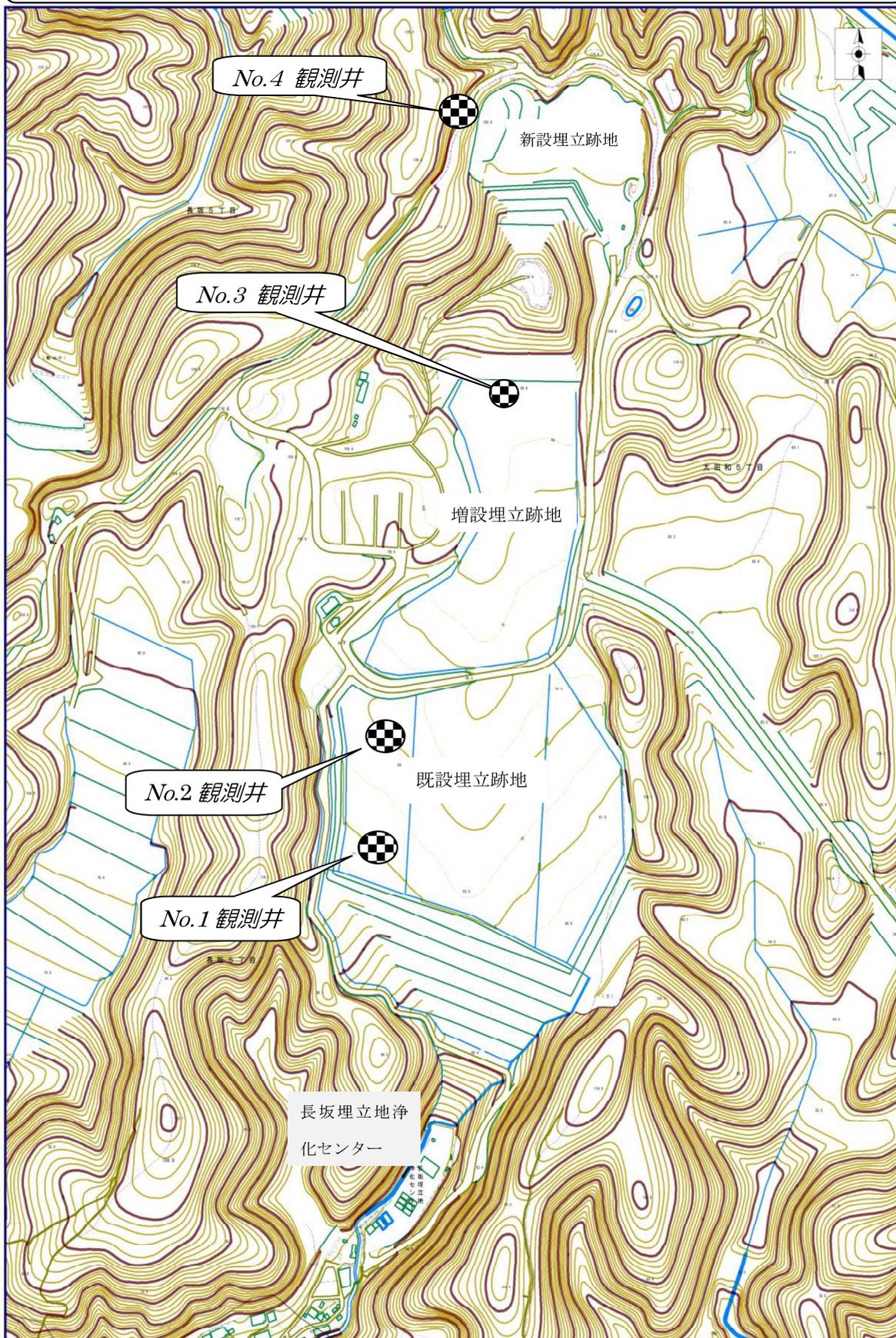
監督員が本業務の実施日が雨天等の天候状況より、試料採取を延期すべきと判断した場合、再度日程調整を行うこと。

(6) その他

仕様書に明示されていないものでも、業務の性質上当然必要な事項、及び法令又は慣例によって履行しなければならない事項は、監督員の指示により受託者の負担で処理しなければならない。

また、業務の遂行中に発生した疑義については、監督員と協議し、方針を決定するものとする。

長坂埋立跡地ガス・水質及び孔内温度調査位置図



200m
1/4999